

コラム

ブラックバイトに注意！

大学生になってアルバイトを始めることを考えている新入生もいるのではないのでしょうか。

アルバイトと言っても様々な仕事があり、中には「ブラックバイト」と呼ばれるような、学生の無知や立場の弱さにつけ込み、違法な働き方をするアルバイトがあります。適切な給与が支払われなかったり、長い拘束時間で学業に支障をきたしたりするケースもあります。ブラックバイトにつかまらないようにするためにどんな点に注意をしたらいいのか、ポイントを確認しておきましょう。

アルバイトを始める前のチェックポイント

- 求人票と契約書の労働条件が異なっていないか
 - ➔ 求人票はプリントアウトやスクリーンショットをとっておきましょう。
- 「労働条件通知書」をもらえるか
 - ➔ アルバイトでも労働条件通知書をもらえることが法律で定められています。
「ください」と言ってももらえないアルバイト先はアウト！後々のトラブルが起きたときに備えて必ずもらうようにしましょう。
- 契約の形態が「労働契約」や「雇用契約」になっているか
 - ➔ 「業務委託契約」「請負契約」は要注意！労働法による保護の対象外になります。
- 最低賃金を下回っていないか
 - ➔ 特に塾講師などのアルバイトにおいて、コマ給のみが記載されている場合、勤務時間で割ると最低賃金を下回るケースも。

参考：「学習塾における講師等の労働条件の確保・改善のポイント」（厚生労働省神奈川労働局作成）



アルバイトを始めた後のチェックポイント

- 研修期間中も給料が支払われているか
 - ➔ 研修中であっても最低賃金以上の給料がもらえます。
- 給料から不当な罰金や商品代が天引きされていないか
 - ➔ 過失で割った食器代、売れ残ったクリスマスケーキの買取り代金の天引きは違法です。
- 残業が発生した場合残業代は支払われているか
 - ➔ アルバイトでも残業代はもらえます。また、1日8時間以上働いたり、23時以降に勤務した場合は割増賃金ももらえます。
- 休憩時間が適切に与えられているか
 - ➔ 勤務が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩をもらえます。



こんな時はどうする？

- アルバイト中にけがをした！
 - ➔仕事が原因で生じたけがや病気には、アルバイトであっても労災保険が使えます。（「労働契約」「雇用契約」の場合）
- アルバイトを辞めるなら代わりを探せと言われた！
 - ➔アルバイトの代わりを探すのは雇用主の仕事です。あなたが探す必要はありません。
- 契約期間中は辞められないと言われた！
 - ➔契約期間中でも「やむを得ない事由」があれば辞められます。労働条件と実際が異なっていたり、無理なシフトを強要されたりなどといった場合は契約期間中でも2週間前の告知で辞められます。
- 自分が辞めたら迷惑が掛かる…。
 - ➔ブラックバイトは学生の善意・やりがいを搾取して利用するのが手口です。

どこに相談したらいいの？

自分のアルバイト先がブラックかもしれない…、アルバイトを辞めたいのに辞められない、アルバイトが忙しすぎて学業が疎かになってしまっている、など困ったことがあったら、一人で悩まずに相談しましょう。

相談内容に応じて、

- 労働基準監督署（法律違反に対処してくれる役所）
- ブラックバイトユニオンなど（一人でもアルバイトでも加入できる労働組合）
- 法テラスや弁護士会の無料労働相談

といった、外部の機関を利用することが出来ます。

相談に行く時には証拠が必要となります。働いた時間の記録（タイムカードやメモなど）はきちんと残しておきましょう。



どこに、どんなふうに相談したらいいかわからない場合は、ぜひ学生相談室を利用してください。相談員として弁護士がお話を伺い、解決に向けたアドバイスをすることが出来ます。

(参考) ブラックバイトユニオン ブラックバイトとは

<https://blackarbeit-union.com/aboutUs/aboutBlackarbeit/index.html>

(2023/12/12 アクセス)